

第3章 計画改定の考え方

1 計画改定の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

- 本市の自転車施策は、「川崎市総合都市交通計画」に基づき、身近な交通手段の一つである自転車の安全利用を推進するとともに、地域状況等を踏まえた利用環境の整備や自転車の活用など、移動環境の充実に向けた取組を行うこととしています。
- これを受けて本計画では、「通行環境整備」、「駐輪対策」、「自転車の活用」、「ルール・マナー啓発」を基本政策として、安全・安心で、まちの魅力向上につながる自転車の活用を目指し、基本政策が互いに連携し相乗効果が発揮されるよう、総合的な自転車施策の取組を進めてきました。
- その結果、自転車の基本的な交通ルールの認知度の高さや放置自転車の減少、自転車ネットワーク及びシェアサイクル利用の拡大など、一定の成果が表れています。
- 一方で、丘陵部での利用増加や自転車利用の距離の増加など、社会環境の変化や将来の自転車需要に対応した取組の推進が求められています。
- 以上から、本計画の目的について、第1期計画当初より位置付けてきた【安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進】を継続しながら、社会環境の変化に伴う自転車利用の多様化や利用機会の拡大、将来の自転車需要への対応を図りながら、地域の特性や利用ニーズとともに、中長期的な視点も踏まえ計画的な取組を推進します。

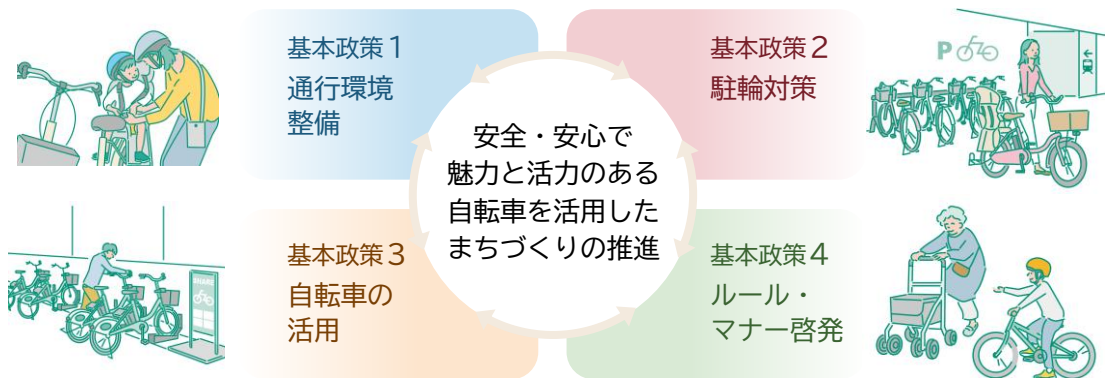
【本計画の目的】

安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進

(2) 基本方針・施策体系

ア 基本方針

- 本計画の目的実現に向け、継続的な課題への対応にあたり、これまでの計画を継続しつつ、次の4つの基本政策のもと、進捗状況等を踏まえた施策の再編なども行いながら、着実に取組を推進します。
- 社会環境の変化等を踏まえた新たな課題への対応としては、計画期間内に重点的に進める必要があるため、基本政策における施策を拡充し、一層の取組を推進します。



イ 施策体系と重点的な取組

- 現状と課題を踏まえた本計画の方針及び施策体系は、4つの基本政策を取り組む分野ごとに9つの政策と26個の施策に分けて、関連する事務事業を位置付けています。

通行環境整備

目標 自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出

【重点的な取組】 通行環境の重点的な整備の推進

- 長期的に減少傾向である自転車関連事故のコロナ禍以降の増加や自転車の長距離利用への対応及びネットワークの連続性・利便性の向上を図ることが求められます。
- 自転車関連事故の抑制に向けた危険箇所の安全対策とともに、自転車利用の多い駅周辺（駅周辺自転車ネットワーク）及び主要な幹線道路（広域自転車ネットワーク）において、引き続き、安全、安心、快適な通行環境の確保に向けた重点的な整備を推進します。

政策1-1 安全で快適な自転車ネットワークの構築

- 施策1-1-1 危険箇所の安全対策強化【拡充】
- 施策1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進
- 施策1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築【拡充】

政策1-2 自転車通行環境の適正管理

- 施策1-2-1 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進
- 施策1-2-2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進

目標 地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に止められる駐輪環境の構築

【重点的な取組】 総合的な駐輪対策の推進

- 子ども乗せ用など大型化した自転車に合わせたスペースの配置や、新たなモビリティの利用など多様化する利用者ニーズを踏まえ、利便性の向上に向けた取組を進めます。
- 駅周辺における放置自転車等の削減に向け、引き続き、撤去・運搬業務等の一括委託を推進するとともに、駅周辺以外（放置禁止区域以外）の放置自転車等についても削減に向け、効率的・効果的な放置自転車対策を推進します。
- 放置自転車の撤去台数に応じた効率的・効果的な保管所運営を実施するとともに、保管所と駐輪場の連携した運営などによる新たな保管返還方法の検討を進めます。

政策 2-1 地域特性や駐輪需要予測等を踏まえた効率的・効果的な駐輪場整備の推進

- 施策 2-1-1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備と再編の推進
- 施策 2-1-2 民間事業者等による駐輪場整備の促進

政策 2-2 駐輪場の利用環境の向上

- 施策 2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進
- 施策 2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理
- 施策 2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上【拡充】
- 施策 2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実

政策 2-3 放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

- 施策 2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進【拡充】
- 施策 2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進
- 施策 2-3-3 効率的・効果的な保管所運営【拡充】

目標 身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力向上**【重点的な取組】** 自転車の一層の利用促進に向けた取組

- シェアサイクル事業については、地域の利用状況を見据えながら利用環境の充実に向けた取組を実施します。
- 多様化する自転車の利用促進に向け、各種イベント等の機会を捉え、啓発活動などの取組を推進します。

政策3-1 安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用推進

- 施策 3-1-1 移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進【拡充】
- 施策 3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備
- 施策 3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組【拡充】
- 施策 3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進

政策3-2 地域活力の向上に寄与する自転車の活用推進

- 施策 3-2-1 地域の特色を活かし幅広い分野と連携した取組の推進

目標 ルール・マナーの啓発による交通事故防止**【重点的な取組】** 自転車の安全利用や放置自転車の啓発活動などの充実

- 自転車に関わる交通事故は長期的には減少傾向にあるものの、コロナ禍以降は増加しており、事故のうち7割以上で法令違反が見受けられることから、庁内外の関係機関と連携し、児童、成人、高齢者など年齢段階に応じた交通安全教育や自転車利用時のルール・マナー及び自転車損害賠償責任保険等の加入促進など広報・啓発を実施します。加えて、自転車通行環境整備による見える化や、整備箇所等における安全利用の広報・啓発も実施していきます。
- 夕方の短時間での放置自転車の削減に向け、放置自転車指導員の柔軟な配置による駐輪場への案内・誘導や、各種キャンペーンを通じ、自転車の安全利用や放置自転車防止の啓発活動の充実を図ります。

政策4-1 交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- 施策 4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進
- 施策 4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底
- 施策 4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進
- 施策 4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実

政策4-2 自転車の安全・安心利用に備える

- 施策 4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進【拡充】
- 施策 4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報・啓発
- 施策 4-2-3 自転車点検整備の促進

第4章 各施策の展開

1 施策・事業の体系

- 本計画の施策と事務事業との対応は、次のとおりです。

	施策		事務事業
1 通行環境整備	1-1-1	危険箇所の安全対策強化【拡充】	自転車活用推進事業 安全施設整備事業
	1-1-2	自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進	自転車活用推進事業
	1-1-3	広域的な自転車ネットワークの構築【拡充】	自転車活用推進事業 道路整備改良事業
	1-2-1	自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進	自転車活用推進事業 駐車場マネジメント推進事業
	1-2-2	自転車通行環境の適正な維持管理の推進	自転車活用推進事業 安全施設整備事業
2 駐輪対策	2-1-1	駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備と再編の推進	放置自転車対策事業
	2-1-2	民間事業者等による駐輪場整備の促進	放置自転車対策事業
	2-2-1	効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進	放置自転車対策事業
	2-2-2	市営駐輪場の適正な維持管理	放置自転車対策事業
	2-2-3	利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上【拡充】	放置自転車対策事業
	2-2-4	市営駐輪場施設の情報提供の充実	放置自転車対策事業
	2-3-1	効率的・効果的な放置対策の推進【拡充】	放置自転車対策事業
	2-3-2	放置自転車等の抑制に向けた取組の推進	放置自転車対策事業
	2-3-3	効率的・効果的な保管所運営【拡充】	放置自転車対策事業
3 自転車の活用	3-1-1	移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進【拡充】	自転車活用推進事業
	3-1-2	身近な自転車の利用しやすい環境整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業
	3-1-3	自転車の一層の利用促進に向けた取組【拡充】	自転車活用推進事業 自転車活用推進事業 地域防災推進事業
	3-1-4	環境負荷の低減に寄与する取組の推進	自転車活用推進事業 脱炭素戦略推進事業 大気・水質発生源対策事業 環境教育推進事業
	3-2-1	地域の特色を活かし幅広い分野と連携した取組の推進	誘客・交流促進事業 若者文化の発信事業 競輪開催・競輪場管理運営事業 健康づくり事業
	4 ルール・マナー啓発	4-1-1	年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進
4-1-2		自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底	交通安全推進事業
4-1-3		通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進	自転車活用推進事業 公園緑地整備等事業
4-1-4		放置自転車防止に向けた啓発活動の充実	放置自転車対策事業
4-2-1		自転車損害賠償責任保険等への加入促進【拡充】	交通安全推進事業
4-2-2		安全性の高い製品購入につながる広報・啓発	消費生活相談・啓発育成事業
4-2-3		自転車点検整備の促進	交通安全推進事業

基本政策 1 通行環境 整備

- 自転車通行環境の整備により、安全で快適な自転車ネットワークの構築を図るとともに、適正な維持管理を行うことで、「自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出」を目指します。

政策 1-1 安全で快適な自転車ネットワークの構築

- 自転車関連事故の抑制に向けて、自転車関連事故多発箇所等を捉えたきめ細かな取組を進めるなど、危険箇所の安全対策強化を図ります。
- 駅周辺では自転車と歩行者等の輻輳などによる危険があるため、効率的・効果的な取組により、自転車利用の多い駅周辺の通行環境整備を推進します。
- 自転車関連事故や自転車の長距離利用等への対応、ネットワークの連続性・利便性向上のため、主要な幹線道路の通行環境整備を進め、広域的な自転車ネットワークを構築します。
- これらにより、安全で快適な自転車ネットワークを構築し、利用状況に応じた自転車通行環境の充実を図ります。

施策 1-1-1 危険箇所の安全対策強化【拡充】

施策 1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進

施策 1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築【拡充】

政策 1-2 自転車通行環境の適正管理

- 自転車等の安全で円滑な通行を妨げている路上駐停車に対して注意喚起を行うなど、駐停車の抑制に向けた取組を推進します。
- 自転車通行環境整備の推進と合わせ、整備箇所の情報管理のデジタル化や自転車通行帯・矢羽根等の路面表示の計画的な点検、劣化状況に合わせた維持補修など、適正な維持管理に向けた取組を推進します。
- これらにより、自転車通行環境の適正管理を推進します。

施策 1-2-1 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進

施策 1-2-2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進

政策
1-1

安全で快適な自転車ネットワークの構築

施策 1-1-1 危険箇所の安全対策強化

拡充

- 自転車関連事故の抑制に向けて、自転車通行環境整備が進んだ現状における、自転車関連事故多発箇所等の危険箇所を捉え、現地の状況に応じたきめ細かな安全対策を進めます。
- また、歩行者や自転車等の安全を確保するため、引き続き、カーブミラーや区画線及び交差点のカラー舗装など道路安全施設の整備を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 安全、安心、快適に利用できる自転車通行環境の充実に向けて、危険箇所の安全対策を推進します。	● 自転車通行環境の充実に向けた取組の推進 ・自転車関連事故の未然防止に向け、危険箇所の安全対策の実施	危険箇所の安全対策の実施 (81箇所) ※自転車関連事故多発箇所等を捉えた対策 取組内容詳細は参考資料参照	23箇所	32箇所	26箇所	
安全施設整備事業 歩行者や自転車等の安全を確保するため、引き続き、道路安全施設の整備を行います。	○ 道路安全施設の整備（継続） ・防護柵、カーブミラー、区画線、交差点のカラー舗装など、道路安全施設の整備の実施					

施策 1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進

- 自転車利用の多い駅周辺において、自転車、歩行者、自動車等の輻輳による危険を低減するため、引き続き、整備路線の優先度などを踏まえて、駅周辺自転車ネットワークの効率的・効果的な通行環境整備を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 自転車通行環境の充実に向けて、自転車利用の多い駅周辺において、路線の優先度などを踏まえ、通行環境整備を推進します。	● 自転車通行環境の充実に向けた取組の推進 ・自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進	自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進 (29.4km) ※取組内容詳細は参考資料参照	13.0km	13.0km	1.7km	1.7km
						事業推進

施策 1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築

拡充

- 幹線道路における自転車関連事故の発生状況や自転車の長距離利用等への対応、自転車ネットワークの連続性・利便性の向上を図るため、駅周辺の主要動線等と幹線道路との結びつきを強めながら、市域全体をつなぐ広域自転車ネットワークを構築します。
- また、道路交通の円滑化を図るため、幹線道路の道路拡幅等の際には、歩道や自転車通行環境の整備を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 自転車通行環境の充実に 向けて、広域的な自転車ネ ットワークの構築に向け た取組を推進します。	● 自転車通行環境の充実に 向けた取組の推進 ・主要な幹線道路におけ る通行環境整備の推進	主要な幹線道路における通行環境整備を推進 (21.5km) ※取組内容詳細は参考資料参照				事業推進
		4.0km	4.0km	6.8km	6.7km	
道路整備改良事業 都市計画道路などの幹線 道路網の構築とともに道 路拡幅、歩道及び自転車通 行環境整備により道路交 通の円滑化を図ります。	○ 都市計画道路等の幹線道路網の整備の推進（継続） ・都市計画道路等の幹線道路網の整備に合わせた自転車通行環境整備の推進					

整備実施の考え方

- 計画段階において、庁内外の関係機関と連携し、自動車・自転車等の交通量や道路幅員を踏まえ、4つの整備形態（p18）の中から選定。
- 設計・整備段階において、選定した整備形態をもとに、現地の状況を調査し警察との協議の上、具体的な仕様などの整備内容を決定し整備を実施。
- 通行環境整備に合わせて、矢羽根型路面表示等の表示内容も含めた自転車の通行ルールについて、庁内外の関係機関と連携し、整備箇所における自転車利用者への周知に加え、様々な媒体を活用した広報・啓発を実施（施策 4-1-3 参照）。

政策
1-2

自転車通行環境の適正管理

施策 1-2-1 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進

- 自転車等の安全で円滑な通行にもつながる駐停車の抑制に向けて、引き続き、警察と連携し、車両に対して看板等による注意喚起を実施するとともに、路外駐車場や附置義務駐車場の整備促進等の取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 自転車等の安全で円滑な通行に向けて、自転車通行環境の整備済み箇所における自動車駐停車対策を推進します。		○自動車駐停車の抑制に向けた取組の推進（継続） ・自転車通行環境整備済み箇所の駐停車車両に対する注意喚起の実施				
駐車場マネジメント整備推進事業 駐車施設の配置や構造基準等について協議等を行うとともに、川崎駅東口地区駐車対策推進計画に基づく取組を推進し、交通環境の改善を図ります。		○駐車場法及び条例等に基づく路外駐車場や附置義務駐車場の整備促進（継続） ・駐車施設設置に関する協議・指導を実施 ○川崎駅東口地区駐車対策推進計画に基づく取組の推進（継続） ・計画に基づく取組の推進				

施策 1-2-2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進

- 自転車通行環境整備の推進に対応し、歩行者や自転車等の安全を確保するため、通行環境整備箇所の情報管理のデジタル化の継続的な推進とともに、維持管理の効率化・平準化に向け、自転車通行環境の路線特性等に合わせた計画的な点検及び劣化状況に応じた補修など、適正な維持管理に向けた取組を進めます。
- また引き続き、防護柵やカーブミラーなど道路安全施設の適正な維持補修を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 歩行者や自転車等の安全を確保するため、自転車通行環境の適正な維持管理を推進します。		○自転車通行環境の適正な維持管理の推進（継続） ・自転車通行環境の計画的な点検や劣化状況に応じた維持補修の実施 ・整備状況等の情報管理のデジタル化の実施				
安全施設整備事業 歩行者や自転車等の安全を確保するため、引き続き、道路安全施設の適正な維持補修を行います。		○道路安全施設の維持補修（継続） ・防護柵、カーブミラー、区画線など、道路安全施設の維持補修の実施				

基本政策 2 駐輪対策

- 各駅の駐輪需要や将来予測を踏まえ、駐輪場の長寿命化や利便性の高い駐輪機器への更新を行いながら、適正な配置や利用促進を行うとともに、令和5年度から実施している放置対策の一括委託による効果的な撤去活動を行うなど「地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に停められる駐輪環境の構築」を目指します。

政策 2-1 地域特性や駐輪需要予測等を踏まえた効率的・効果的な駐輪場整備の推進

- 駅ごとの利用台数や放置自転車等の状況など、駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備を進めます。
- 地域特性や駐輪需要推計を踏まえ、駐輪場再編に向けた取組を進めます。
- 買い物等、短時間の放置自転車対策として、「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」や「川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金制度」を活用した民間事業者による駐輪場整備を促進します。

施策 2-1-1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備と再編の推進

施策 2-1-2 民間事業者等による駐輪場整備の促進

政策 2-2 駐輪場の利用環境の向上

- 駐輪場の更なる利用促進に向けて、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者制度による効率的・効果的な市営駐輪場運営を行います。
- 市営駐輪場を適正に維持管理し、利用者の安全で快適な駐輪場の利用環境を維持します。また、駐輪場の補修費の平準化に努めます。
- 多様化する利用者ニーズへの対応を進め、利便性の向上に向けた取組を推進します。
- 市営駐輪場の利用を促進するため、誰もが分かりやすい施設情報の提供を充実します。

施策 2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進

施策 2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理

施策 2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上【拡充】

施策 2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実

政策2-3 放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

- 自転車の放置状況に応じた効率的な撤去活動を行うため、撤去・運搬業務等の一括委託を継続し、適正で効率的・効果的な放置対策を推進します。
- 夕方以降の放置自転車等を抑制するため、地域の商店街と連携した取組など新たな対策を進めます。
- 効率的・効果的な保管所運営の実施に向けて、新たな保管返還方法の検討を進めます。
- 放置禁止区域以外の放置自転車等の抑制に向けて効率的・効果的な放置対策を推進します。

施策2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進【拡充】

施策2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進

施策2-3-3 効率的・効果的な保管所運営【拡充】

政策 2-1 地域特性や駐輪需要予測等を踏まえた効率的・効果的な駐輪場整備の推進

施策 2-1-1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備と再編の推進

- 各駅周辺の利用状況や利用者ニーズ、将来的な駐輪需要の減少傾向を踏まえながら、駐輪需要の高い駅周辺においては新たな駐輪場整備も視野に、利用環境の改善を進めます。
- 一方、利用率の低い駐輪場については、関係者と協議・調整を進め駐輪場再編に向けた取組を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度以降
放置自転車対策事業 歩行者等の通行の安全を確保するため、放置自転車等の削減に向けて、駐輪需要を踏まえた駐輪場の整備と再編を推進します。	●駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備と再編の推進 ・駐輪需要が高い駅周辺の駐輪場の整備（宮前平駅ほか）	駐輪需要に応じた駐輪場整備と再編の推進（駐輪需要の状況に応じて適宜整備を検討）				事業推進

施策 2-1-2 民間事業者等による駐輪場整備の促進

- 短時間利用や新たに駐輪需要が見込まれる地域における放置自転車対策として、「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」に基づく運用に加え、「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の活用等による適正で効果的な駐輪場整備を促進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」の適正な運用や、「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の活用等により、民間事業者による駐輪場整備を促進します。	○民間事業者等による駐輪場整備の促進（継続） ・川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例の適正な運用、利用実態調査（状況に応じて適宜見直し）	○「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の活用（継続） ・補助金制度の活用の推進（状況に応じて適宜見直し）				
	○鉄道事業者との連携による駐輪場整備の推進（継続） ・鉄道事業者、バス事業者との連携による駐輪場整備の推進					

政策 2-2 駐輪場の利用環境の向上

施策 2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進

- 民間事業者のノウハウを活かし、指定管理者制度を活用した適正な市営駐輪場の経営及び管理運営により、利用ニーズに対し駐輪場の利用促進を図ります。
- これまでの「1日利用料金設定の体系」をベースに、周辺環境や利用状況などの要素を加えた新たな利用料金設定の体系の検討を進め、駐輪場の効率的・効果的な利用に向けた取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標					
	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度以降	
放置自転車対策事業 駐輪場の更なる利用促進に向けて、指定管理者による適正な駐輪場の運営状況を管理するとともに、周辺環境や利用状況を踏まえ柔軟な料金設定を行います。	●市営駐輪場の効率的な管理運営に向けた取組の推進						
	・指定管理者による適正な管理運営 ・次期募集要項と仕様の検討	継続実施					事業推進
	・利用料金の見直しに向けた検討	利用料金 の見直し に向けた 検討	利用料金の見直しの実施				事業推進

施策 2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理

- 市営駐輪場の定期的な点検及び計画的な維持補修を行い、補修費の平準化に向けた取組を進め、利用者の安全で快適な利用環境を確保するための適正な維持管理を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度以降
放置自転車対策事業 利用者の安全で快適な利用環境を確保するため、適正な維持管理を行います。	●市営駐輪場の長寿化に向けた適正な維持管理					
	・市営駐輪場の維持管理の実施	市営駐輪場の予防保全的な維持管理の実施				

施策 2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上

拡充

- 子ども乗せ用など大型化した自転車に合わせたスペースの配置や、新たなモビリティの利用など多様化する利用者ニーズを踏まえ、利便性の向上に向けた取組を進めます。
- 利用者の高齢化等を踏まえ、操作の負担軽減につながる設備の導入なども進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、市営駐輪場の利用者ニーズに応じた取組を進めます。		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>○利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに応じた利便性の向上や操作の負担軽減につながる設備の導入の推進 ・交通系 IC カード、二次元コード支払いなどキャッシュレス決済対応の推進 </div>				

施策 2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実

- ホームページ、SNS の他デジタルサイネージや大型ビジョンなど、様々な媒体を広く活用し、効果的な放置防止に関する情報や、市営駐輪場の位置・料金・利用状況など、誰もが分かりやすい情報の充実を図り、利用者の利便性向上に向けた取組を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
放置自転車対策事業 ホームページや SNS の他デジタルサイネージや大型ビジョンなど、様々な媒体を広く活用し、広報・啓発の充実を図ります。		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>○市営駐輪場施設の情報提供の充実（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携した施設情報の発信 </div>				
		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>○効果的な放置防止に関する情報提供（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を用いた広報 </div>				

**政策
2-3**

放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

施策 2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進

拡充

- 駅周辺における放置自転車等の削減に向け、引き続き、撤去・運搬業務等の一括委託を推進するとともに、駅周辺以外（放置禁止区域以外）の放置自転車等についても削減に向け、効率的・効果的な放置自転車対策を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、撤去・運搬業務等の一括委託と放置禁止区域以外の放置自転車等の抑制に向けた取組を進めます。	● 放置対策・利用環境整備の推進 ・放置自転車対策の一括委託の推進	継続実施				事業推進
	・放置禁止区域以外の放置自転車に対する撤去、啓発活動の実施	継続実施	関係機関等との調整	対策の実施	継続実施	事業推進

施策 2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進

- 朝に比べ、夕方の時間帯に特に短時間の放置自転車等が見受けられるため、放置自転車指導員による駐輪場への案内・誘導やパトロール等による啓発活動を継続し、放置自転車等の抑制に向けた取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の抑制に向けて、駐輪場の利用を促進するため、駅周辺における駐輪場の案内や誘導、啓発活動を推進します。	○ 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進（継続） ・駅周辺における駐輪場の案内・誘導等を実施 ・キャンペーンやポスター掲示等の啓発活動を実施					

施策 2-3-3 効率的・効果的な保管所運営

拡充

- 撤去台数に応じた効率的・効果的な保管所運営を実施するとともに、保管所と駐輪場の連携した運営などによる新たな保管返還方法の検討を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
放置自転車対策事業 返還を求める所有者等の利便性の確保や、返還率の向上を図る取組を推進します。	●保管所運営の効率化					
	・撤去自転車等の適正な保管等の実施	効率的・効果的な保管所運営の継続実施				事業推進
	・放置対策事業費の削減に向けた保管所運営の検討	有償借地保管所の解消 1箇所→0箇所				事業推進
	・駐輪場運営と放置自転車対策の一体的な管理の検討	事業者募集	駐輪場と放置自転車対策の一体管理			事業推進
・駐輪場と保管所の利用実態に基づく有効利用に向けた検討	駐輪場への一時保管機能設置の可能性の検討・準備		駐輪場の一時保管機能設置に向けた実証実験		一時保管機能の効果検証	事業推進

基本政策 **3** 自転車の 活用

- 自転車の日常利用に加え、観光資源を快適に回遊することや、身近な身体活動やスポーツなど、様々な場面での自転車の活用により利用者の利便性等を高めていくことで「身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力向上」を目指します。

政策3-1 安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用推進

- 移動環境の充実に向けて、シェアサイクルを利用しやすい移動手段の一つとして民間事業者主体によるシェアサイクル事業を行い、一層の取組を推進します。
- 身近で親しみのある乗り物としての自転車の一層の利用環境の充実に向けて、誰もが自転車を利用しやすく、楽しめる環境づくりにつなげるため、効果的な取組を推進します。
- 自転車利用の普及につなげる取組として様々な機会を捉えた広報・啓発に加え、新たなイベント等の取組を推進します。
- また、自転車は自動車からの転換を進めることで環境負荷の低減に寄与する乗り物であることから、環境面での自転車活用に係る広報・啓発活動の取組を推進します。
- これらにより、安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用を推進します。

施策 3-1-1 移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進【拡充】

施策 3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備

施策 3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組【拡充】

施策 3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進

政策3-2 地域活力の向上に寄与する自転車の活用推進

- 自転車を活用することは人々の行動範囲を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりが深まることから、幅広い分野と連携し、地域の活力の向上と新たな魅力発見に向けた取組を推進します。

施策 3-2-1 地域の特色を活かし幅広い分野と連携した取組の推進

政策
3-1

安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用推進

施策 3-1-1 移動環境の充実にに向けたシェアサイクルの推進

拡充

- 移動手段のひとつであるシェアサイクルの一層の普及促進に向け、地域の利用状況を見据えながら利用環境の充実を図るために、民間用地に加え、公園など公共用地を活用した取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 安全・安心・快適に利用できる移動環境の充実に向けてシェアサイクルの取組を本格運用することで一層の利用・普及促進を図ります。	●シェアサイクル事業の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度から本格運用を開始し、市内全域を対象に取組を実施 	シェアサイクルの普及促進に向けた取組の推進				継続実施
		令和9年度以降の事業更新の準備	新たな協定締結			

施策 3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備

- 水辺の賑わい創出に向け、かわさき多摩川ふれあいロードの延伸整備など、歩行者や自転車が安全・安心に楽しめる環境整備やサイクリングの途中、公園緑地等に気軽に自転車を停めて休憩できる空間づくりなど自転車を含めた利用しやすい環境整備の充実に向けた取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
公園緑地整備等事業 水辺の賑わい創出に向け、多摩川ふれあいロードの整備など歩行者や自転車が連続して安全・安心に楽しめる空間の充実を図る取組を進めます。	●多摩川河川敷の運動施設・便益施設等の整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 未整備区間における延伸整備に向けたスケジュール等の確認・調整 	未整備区間における延伸整備に向けた取組の推進				継続実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易水洗トイレの計画的な整備 	トイレや水飲み場等の快適性の向上				継続実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● 等々力地区において拡幅整備を実施 	上平間地区等の拡幅整備				継続実施
等々力緑地再編整備事業 等々力緑地と多摩川との連携に向けて、アクセス改善など、民間活力の導入により利用しやすい環境整備を推進します。	●等々力緑地再編整備の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間活力の導入による自転車の利用しやすい環境づくりに向けた検討 	計画に基づく取組の推進				継続実施

施策 3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組

拡充

- 利活用形態が多様化する自転車の一層の利用促進に向け、各種イベントや様々な機会を捉えた広報・啓発に加え、誰もが自転車を利用しやすく、楽しめる環境づくりにつなげるためのイベント等における活動を推進します。
- また、地域防災計画に基づき、災害時の被災状況等の把握や情報伝達など、災害時の状況に応じ、自転車を有効に利用することで柔軟かつ迅速な対応につなげます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 多様化する自転車の利用促進に向けて、自転車の利用に関する啓発活動を実施します。	●自転車の一層の利用促進に向けた取組の推進 ・関係機関と連携し、様々な機会や媒体を活用した啓発活動の実施	自転車の利用促進に向け、各種イベント等における広報・啓発の実施				事業推進
自転車活用推進事業 自転車の一層の利用促進に向けて、情報通信技術等を活用した自転車通行環境の整備状況の情報を発信します。	○自転車通行環境の充実に向けた取組の推進（継続） ・情報通信技術等を活用した自転車通行環境の整備状況の情報発信					
地域防災推進事業 各区において、地域防災計画に基づき、防災力の向上に向けた取組を進めます。	○地域防災力向上等に向けた取組（継続） ・地域防災計画に基づく取組の推進					

施策 3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進

- 身近な自転車の活用は、環境分野において地球にやさしい交通環境整備の施策として位置付けられており、環境負荷の低減にも寄与することから、自転車の利用を促す広報・啓発を行います。
- また、温室効果ガスの削減や環境配慮行動を促す仕組みの基盤づくりに向けて、地球温暖化対策・自動車排出ガス対策や環境教育・学習の取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
<p>自転車活用推進事業</p> <p>自転車を活用することで環境負荷の低減にも寄与する移動手段の一つとして自転車の利用を促す広報・啓発をイベント等で実施します。</p>		<p>○環境分野と連携した自転車活用の推進（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、様々な機会や媒体を活用した広報の実施 				
<p>脱炭素戦略推進事業</p> <p>温室効果ガスの削減に向けて、生活の質の向上も考慮しながら、自転車の活用など「デコ活」を推進します。</p>		<p>○市民、事業者等と協働した取組の推進（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進するため、自転車の活用を含めたスマートムーブなどの広報の実施 				
<p>大気・水質発生源対策事業</p> <p>自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、エコドライブや自転車の活用など事業者による環境配慮行動を推進します。</p>		<p>○自動車排出ガス対策の推進（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減につながる取組として、公共交通機関や自転車・徒歩等による通勤（エコ通勤）をホームページ等で周知 				
<p>環境教育推進事業</p> <p>環境配慮行動を促す仕組みの基盤となる環境教育・学習の取組を、自転車等環境負荷の低い交通手段に係る普及啓発などを含め推進します。</p>		<p>○「環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等環境負荷の低い交通手段に係る普及啓発などを含めた環境教育 ・学習の総合的な推進 				

政策
3-2

地域活力の向上に寄与する自転車の活用推進

施策 3-2-1 地域の特徴を活かし幅広い分野と連携した取組の推進

- 自転車利用により行動範囲の広がりや回遊性向上につなげるとともに、自転車に関連したイベント等を通じて、人々が地域に集まることで賑わいが生まれるなど、地域活力が向上することが期待されます。
- 市の進める観光振興や若者文化の発信、競輪を軸としたサイクリスポーツの活性化、健康づくり事業など、幅広い他分野の計画や事業と連携した自転車活用を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
<p>誘客・交流促進事業</p> <p>シェアサイクルの活用も含めた川崎観光の広報を行います。</p>	<p>○観光振興に関する施策の展開（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光ガイドブックや「かわさき きたテラス」等の公共施設におけるシェアサイクルの利用促進に関する広報の実施 ・訪日外国人観光客向けに SNS 等を活用してシェアサイクルをはじめとした自転車の広報の実施 					
<p>若者文化の発信事業</p> <p>プレイキンやダブルダッチ、スケートボード、BMXなどの若者による文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めます。</p>	<p>○観光振興に関する施策の展開（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・INTERNATIONAL STREET FESTIVAL の開催支援（参加者数 毎年 5,000 人以上） ・創造発信拠点の運営 ・施設の整備に向けた取組の実施 ・創造発信拠点の活用やイベント等を通じた情報発信等の実施 ・大会誘致及び開催支援に向けた取組 <p>●オリムピックに向けた機運醸成イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリムピックに向けた機運醸成イベント等の検討 <p>オリムピックの開催に合わせた機運醸成イベント等の開催</p>					
<p>競輪開催・競輪場管理運営事業</p> <p>市民に親しまれる競輪場づくりを目指し、自転車スポーツの振興・普及に向けた取組を推進します。</p>	<p>○市民に親しまれる競輪場づくりに向けた取組の推進（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども自転車教室の開催などを通じた自転車スポーツの振興・普及に向けた取組の推進 					
<p>健康づくり事業</p> <p>かわさき健康づくり・食育プラン（第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画）に基づき、ウォーキングや自転車活用等による市民の健康維持・増進を推進します。</p>	<p>○かわさき健康づくり・食育プラン（第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画）に基づく取組の実施（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき健康づくり・食育プラン（第3期川崎市健康増進計画・第5期食育推進計画）の「身体活動・運動」の取組推進 <p>○市民に親しまれる競輪場づくりに向けた取組の推進（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「+10（プラステン）」を推進し、ウォーキングや自転車など個人にあった方法による取組推進 					

基本政策4 ルール・マ ナー啓発

- 自転車利用者が交通ルールを遵守し、歩行者への思いやりをもって自転車に乗り交通事故を防止できるよう、交通安全教育の推進や自転車損害賠償責任保険等の加入促進など、「ルール・マナーの啓発による交通事故防止」に取り組みます。

政策4-1 交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- 年齢段階に応じて繰り返し学習する機会や、成人の学習機会の充実を図るとともに、高齢化に対応した交通安全教育を実施します。様々な機会や媒体を活用した広報・啓発を行い、自転車利用時のルールの認知度・遵守率向上に努めます。
- 交通ルールに違反する行為のあった自転車利用者に対する啓発活動を推進します。自転車の安全利用に向けて、通行位置等の見える化とともに安全対策の広報・啓発を推進します。買い物等の短時間の放置自転車を抑制するため、更に効果的な啓発活動を推進します。
- これらにより、より多くの自転車利用者に交通ルールを周知・徹底し、交通安全意識を高めマナーの向上を図ります。

施策 4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進

施策 4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底

施策 4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進

施策 4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実

政策4-2 自転車の安全・安心利用に備える

- 自転車が加害者となり高額賠償となる事例があることから、加害事故への認識等や損害賠償に対する意識が高まるよう広報・啓発に努めます。県条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことから、様々な機会を通じて加入を促進します。
- 多様化する自転車等の移動手段の利用に際して、消費者が安全な製品を選択できるよう、情報提供するとともに安全な利用について広報・啓発を充実します。自転車を安全に利用し、自転車の整備不良による自転車事故を未然に防止するため、自転車点検整備を促進します。
- これらにより、交通事故の未然防止や、自転車損害賠償責任保険等の加入促進により、自転車の安全・安心利用に備えます。

施策 4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進【拡充】

施策 4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報・啓発

施策 4-2-3 自転車点検整備の促進

**政策
4-1**

交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

施策 4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進

- 全ての市民に自転車利用のルール・マナーの周知を図るため、幼児、児童、生徒、学生、成人、高齢者など、年齢段階に応じた自転車等の交通安全教室を開催するとともに、関係機関・団体等と連携し、成人の学習機会の充実や、高齢者の行動特性に配慮した交通安全教育など、交通事故防止に向けて安全意識の向上を図ります。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。	<p>○交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施（※自転車以外の交通安全教室を含む） 					

施策 4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底

- 自転車マナーアップ強化月間等における各種キャンペーンを通じて、自転車利用時のルール・マナーを広く浸透させるための発信力のある広報・啓発を実施します。
- 市職員が自ら模範となるよう、職員に対する啓発を行い、自転車利用時のルールの周知徹底を行います。
- 警察や関係団体等と連携して情報共有を図りながら、市内の自転車交通事故多発地域において、自転車マナーアップ指導員による啓発活動を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。	<p>○各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報・啓発の実施 					
	<p>○自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用に係る助言及び啓発活動の実施 					

施策 4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進

- 自転車の安全利用に向けた対策を充実するため、交通環境など地域の実情に応じた自転車の通行方法について、自転車通行環境整備などにおける路面表示等による通行位置等の見える化を行い、また、様々な機会や媒体を活用した自転車の安全利用に関する広報・啓発活動を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
自転車活用推進事業 安全・安心・快適に利用できる自転車通行環境の充実に向けて、通行位置等の見える化や、整備後の現地において、関係機関と連携して自転車の安全利用に関する周知や広報・啓発活動を推進します。		○自転車通行環境の充実に向けた取組の推進（継続） ・自転車の通行方法を示す路面表示等の設置 ・チラシ配布や声掛け等、様々な機会や媒体を活用した広報・啓発活動の実施				
公園緑地整備等事業 多摩川ふれあいロードのマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めます。		○多摩川河川敷の運動施設等の整備（継続） ・自転車の安全利用に関する路面表示等の設置 ・マナーアップキャンペーンなど利用環境向上に向けた取組の実施				

施策 4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実

- 朝に比べ夕方の短時間での放置自転車が見受けられることから、一層の放置自転車防止に向けて、放置自転車指導員の柔軟な配置を行い駐輪場へのわかりやすい案内・誘導などを行うとともに、関係団体等と連携した取組や様々な機会や媒体を活用するなど啓発活動の充実を図り取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標							
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降			
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、駐輪場の利用を促進するため、駅周辺における駐輪場の案内や誘導とともに、啓発活動の充実を図り取組を推進します。		●放置対策・利用環境整備の推進 ・放置自転車対策の一括委託の推進 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>次期事業者募集</td> <td>継続実施</td> <td>事業推進</td> </tr> </table>					次期事業者募集	継続実施	事業推進
次期事業者募集	継続実施	事業推進							
		○放置対策・利用環境整備の啓発活動（継続） ・駅周辺における駐輪場の案内・誘導等を実施 ・キャンペーンやポスター掲示等、様々な機会や媒体を活用した啓発活動の実施							

政策 4-2 自転車の安全・安心利用に備える

施策 4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

拡充

- 様々な機会を通じて自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性や県条例を周知し、加入を促進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。		○交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催（継続） ・幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施（※自転車以外の交通安全教室を含む） ○各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施（継続） ・各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報・啓発の実施				

施策 4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報・啓発

- 自転車を安全に利用できるように、情報誌やメールマガジン等により、消費者に安全な製品選択や利用について、広報・啓発を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
消費生活相談・啓発育成事業 自転車を安全に利用できるよう消費者に安全な製品選択や利用について広報・啓発を行います。		○消費生活に関する情報発信（継続） ・情報誌、メールマガジン等による安全な自転車の選択・利用に関する情報発信				

施策 4-2-3 自転車点検整備の促進

- 自転車を安全に使用するため、ルールブックや交通安全教室などにより、自転車利用者が自ら日常点検を行う方法について啓発を行います。
- また、自転車販売店と連携し、点検・整備を促進させる取組を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。		○交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催（継続） ・幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施（※自転車以外の交通安全教室を含む） ○各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施（継続） ・各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報・啓発の実施				

第5章 計画の推進

1 計画の指標

- 計画推進の目安として全体と基本政策の各政策に対して指標を設定し、計画期間の令和11（2029）年度末までの達成に向けて取り組めます。
- 原則として、成果指標の考え方を基にアウトカム（成果）指標を設定していますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合、本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で示した方が分かりやすい場合は、アウトプット指標を用いるなど、施策の特性に応じた指標の設定を行っています。

■全体の成果指標

	指標	現状値	計画目標値		
			第1期	第2期	第3期
全体	安全・安心でまちの魅力向上に寄与する自転車施策の総合的な取組の満足度（アンケート調査結果）	59% (R7 (2025) 年 6 月)	—	56%以上 (達成)	59%以上

■各政策の成果指標

基本政策	政策	指標	現状値	計画目標値		
				第1期	第2期	第3期
通行環境整備	共通	自転車に関わる交通事故件数	984 件 (R6 (2024) 年)	980 件以下	900 件以下	900 件以下※1
	1-1	安全対策実施箇所数（計画毎の箇所数）	398 箇所（2期整備箇所） (R6 (2024) 年度)	—	398 箇所以上 (2期整備箇所)	81 箇所以上 (3期整備箇所)
		市内の自転車通行環境整備延長（累計）	158 km (R6 (2024) 年度)	58 km 以上	186 km 以上	239 km 以上
1-2	自転車通行環境維持補修延長（累計）	7.9 km (R6 (2024) 年度)	1.2 km 以上	8 km 以上	16 km 以上	
駐輪対策	共通	駅周辺における放置自転車等の台数（16 時台）	1,717 台 (R6 (2024) 年 10 月)	—	2,405 台以下	1,500 台以下
	2-2	駐輪場の利用満足度（利用者アンケート）	57.5% (R7 (2025) 年 2 月)	64 %以上	64 %以上	64 %以上
自転車の活用	3-1	シェアサイクルの利用回転数	2.7 回/日・台 (R6 (2024) 年度平均)	1.0 回/日・台以上	1.4 回/日・台以上	2.7 回/日・台以上
		自転車の利用促進に向けた活動回数	1 回/年 (R6 (2024) 年度)	—	—	2 回/年以上
マナー啓発	4-1	交通安全教室の開催（自転車以外の交通安全教室を含む）	620 回/年 (R6 (2024) 年度)	490 回/年以上	490 回/年以上	490 回/年以上
	4-2	自転車損害賠償責任保険等の加入率（アンケート）	70.5% (R7 (2025) 年 6 月)	56.4 %以上	75 %以上	75 %以上※2

※1 現状値が第2期における目標（900 件）を上回っている状況を踏まえ、引き続き取組を推進し、900 件以下を目指す

※2 進捗管理による評価・検証を行いながら、加入率向上の取組を進め、将来的には加入率 100%を目指す

2 計画の進捗管理・評価について

- 本計画は毎年度、施策の進捗状況や目標の達成状況等について評価・検証した上で、課題となっている事項を整理し、実施方法の改善等についてフォローアップするとともに、計画期末には総括評価を実施します。
- 進捗管理については、計画を策定（改定）（Plan）した後、施策を実施（Do）し、進捗状況や効果について評価・検証（Check）した上で、評価に基づき見直しや改善（Action）を行い、計画に反映する PDCA サイクルに則った進捗管理を実施します。